



## ＜小電力標準（中波・ラジオ）放送局＞

中波のラジオ放送は、標準放送用周波数割当計画表（以下「割当計画表」という。）により全国サービスを目指して実施されていますが、郵政省は、1959年（昭和34年）3月、新たに、「小電力標準放送局免許方針」を決定し局地的な難聴地域の状態に即した対応を行うことにしました。

### ☆ 小電力放送局免許方針決定までの経緯

当時、残存する地形による局部的難聴地域に加えて、産業の発達、交通量の増加、生活様式の複雑化等による人工雑音が累積的に増加の傾向にあり、これに伴って新たに難聴となる局部的地域が生じました。このような地域で特に社会的に、経済的に、行政的その他の事由により重要と認められる地域については、放送の空白をできるだけ早期に解消し放送普及の地域的均衡を図る必要がありました。しかし、標準放送用周波数の利用はほぼ限界に近くすでに一定の秩序が確立されていたため、既存の秩序への影響を最小限とする範囲において、最大限の電波利用効率を希求してその難聴地域の救済が考えられなければなりませんでした。

局部的難聴地域の救済の方法としては、雑音発生防止措置、空中線電力の増力、中継局の設置等が考えられますが、雑音防止措置については、その対象が広範、複雑であり、早急に効果を期待することは困難で、かつ、その効果は消極的です。これに反して空中線電力の増力は、送信アンテナの指向性を持たせることを考慮しても既存の放送局のサービスに混信の発生等の可能性が大きく、かつ、局地的規模に適合させにくく適当でないケースが多いと考えられました。

結局、既存の放送局のサービスに影響することなく、また、局地の規模に適合させることが容易な小電力の中継局の設置が最も適当な方法との結論になりました。

この結論に基づき、小電力局の中継局の設置が的確かつ能率的に難聴救済が図られることから次の方針が定められました。

☆ 小電力放送局免許方針の意義ならびに目的

この方針は、空中線電力が 100W未滿の標準放送局（以下「小電力局」という。）の免許方針とします。

免許の対象とする小電力局は、その放送事業者が実施中の標準放送の難聴を救済することを目的にすることとし、その番組は、その放送事業者の放送番組をそのまま中継するものであること。

☆ 地域的条件

免許を与える小電力局の放送の対象となる地域は、次の各項に適合している場合とします。

- ・ 日本放送協会（NHK）の場合においては、その放送の全国普及上、一般放送事業者（民間放送）の場合においては、その事業者設立の基盤となる地域社会内の放送の普及上必要と認められる地域であること
- ・ 放送を実施中の放送が難聴である局部的地域であること
- ・ 難聴救済について増力等の小電力局関係以外の手段によることができないか不適當であること

☆ 割当周波数

R チャンネル（中継局用チャンネル）またはその免許申請者にすでに割り当てられた周波数（R チャンネルかそれ以外のチャンネルかは問わない。）と同一の周波数のみを割り当てる。

なお、ここでいう同一の周波数を使う割り当てとは、No77 「県内選局不要……同期放送」に掲載した同期放送（「精密同一周波放送」とも言う。）のことを言います。

☆ 空中線電力

空中線電力は、10W 以上 50W 以下の範囲内で、難聴救済の対象となる地域の規模に適合する大きさのものとしています。

なお、空中線電力は、その後、100W以下に修正されています。

☆ 等電界地帯の被害の程度

同一周波数を使用するものは、次のいずれかに適合するものであることとします。

- ・ 等電界によって生ずる聴取被害が僅少であること
- ・ 等電界による干渉地帯において他の放送事業者の放送の聴取が可能であって、実質的な被害がないものであること

聴取被害を僅少にする手段としては、被害地帯を山間部等人口希薄な地域に選ぶか、または、実用化試験局としてスタートしテストを經由して実用化を図る場合とします。

☆ 小電力標準放送局免許方針制定前後からの動向

- 1958年(昭和33年)4月、郵政省は、標準放送用周波数割当計画表(以下「チャンネルプラン」という。)を修正し、100W以下の中継局にもRチャンネル(小電力中継局用)以外の周波数割り当てを行う規定を設けました。(混信保護比が満足できれば1kW以上の周波数の局と同一周波数を行うということ。)
- 1959年(昭和34年)3月、郵政省は、小電力標準放送局(100W以下)の免許方針を決定しました。
- 1960年(昭和35年)8月、郵政省は、現行チャンネルプランに影響を与えず能率的に難聴地域を解消するため「実用化試験局に対する標準放送用の精密同一周波数割当方針」を決定しました。同一周波数の2局は、同一免許人・同一番組同時放送に限ることが規定されました。
- 1965年(昭和40年)5月、郵政省は、外国電波対策としてラジオチャンネルプランを一部修正し、民放の中継局用の周波数を追加しました。
- 1972年(昭和47年)5月の「割当計画表」でのRチャンネルの状況

	チャンネル数	周波数 (kHz)
NHK 第1放送	3	1030、1160、1340
NHK 第1放送	2	1360、1540
民間放送	4	800、1060、1500、1560

- 1976年(昭和51年)4月、郵政省は、1978年11月23日発効の国際協定に備えて、周波数間隔を9kHzに統一するなど「ラジオチャンネルプラン」を一部修正しました。
- 日本は、1975年(昭和50年)5月までにI F R Bへ希望する波として496局105チャンネルを要求しました。

1975年(昭和50年)ジュネーブでの2ヶ月を超える長期間の会議の末、1978年(昭和53年)11月23日をもって全世界のラジオ放送局は9kHzとするよう協定の締結がなされました。

さらにこの協定では、全世界共通の小電力局専用のチャンネルが設けられました。国内では従来から「Rチャンネル」と呼ぶ中継局のチャンネルがNHK第1、第2、民間放送用と数チャンネルずつありましたが、世界的規模にて大電力局から小電力局を守るルールが確立されたわけです。

協定されたチャンネルと協定外の日本のRチャンネルは次の通りです。

#### 小電力専用のチャンネル (現行)

	協定のチャンネル(kHz)	わが国のRチャンネル (kHz)
NHK第1放送用	1341	1026、1161、1584
NHK第2放送用	1602	1359、1539
民間放送用	1485	801、1062、1557